官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○消費生活協同組合法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働九二）　一
〔法規的告示〕
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（こども家庭庁・厚生労働七）　七
○大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（文部科学一一一）　二
○国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程（同一一二）　三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（厚生労働二五三）　一四
〔その他告示〕
○学校教育法第百十条第五項の規定に基づく認証評価機関からの変更の届出に関する件（文部科学一一三）　一七
○食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針（農林水産一四四〇）　一九
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同一四四一）　二三
○生産業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一四四二）　二六
○肥料の登録が失効した件（同一四四三）　二六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二七
特殊法人等
国立研究開発法人情報通信研究機構
令和六事業年度財務諸表関係　三四
地方公共団体
行旅死亡人関係　三四
会社その他
会社決算公告　三六

省　令

○厚生労働省令第九十二号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十三条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の二第三項、第九十八条第三項及び第百一条、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百十条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第四十九条並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）第三十七条の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月二十四日

厚生労働大臣　福岡　資麿